

2023年7月4日号

【助成金情報】労働移動支援助成金

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

皆さまおはようございます。社会保険労務士法人桑原事務所の弘中でございます。七夕飾りが街を彩るころとなり、梅雨の晴れ間に、夏の足音が間近に感じられるこのごろです。皆様にとって、素晴らしい夏のシーズンとなりますようお祈り申し上げます。

今回は、厚生労働省が実施している「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」についてご紹介します。

この助成金は、事業主の都合により離職を余儀なくされた労働者の円滑な再就職の実現を目的としており、「再就職援助計画」の対象となった労働者を離職後3か月以内の早期に期間の定めのない労働者として雇入れた事業主に支給されます。

対象者は「再就職援助計画対象労働者証明書」または「求職活動支援書」のいずれかを所持しておられます。

助成金活用のメリット

- 離職者の再就職を促進し、雇用の安定化に貢献できる
- 雇入れコストや人材育成費用を軽減できる
- 優秀な人材を確保し、事業の発展につなげられる

受給要件

- 支給対象者を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れること
- 支給対象者を一般被保険者又は高年齢被保険者として雇入れ日から6か月を超えて引き続き雇用すること
- 支給対象者が再就職援助計画対象被保険者または求職活動支援書対象被保険者であること
- 支給対象者が雇用されていた事業所への復帰の見込みがないこと

対象者の把握

- 事業所の管轄のハローワークからの紹介者であれば、ハローワークが把握しているため、対象者であることがわかるが、念のため、採用時に本人に書類を所持しているか確認すること。
- 事業所の管轄外のハローワークで「再就職援助計画対象労働者証明書」や「求職活動支援書」を出された場合は、対象者かどうか不明なケースもあるの

で、採用応募時や面接時に本人が対象者かどうか書類等で確認する必要があります。

受給額

通常助成額	支給対象者1人につき30万円
優遇助成額	支給対象者1人につき40万円 ※生産指標等により一定の成長性が認められる事業主が事業再生・再構築・転廃業の支援を受けている事業所等から離職した方を雇い入れた場合
賃金上昇加算	雇入れ前賃金比5%以上で20万円加算される。

詳細情報は、以下のリンクからご覧いただけます。

厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001079963.pdf>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0801 山口県防府市駅南町8-14
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
